

横須賀市犯罪被害者等基本条例

第一章 総則

(第1条) 目 的

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業主等の責務を明らかにして、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

(第2条) 定 義

- ・ 犯罪等 (第1号)
- ・ 犯罪被害者等 (第2号)
- ・ 二次被害 (第3号)
- ・ 再被害 (第4号)
- ・ 市民等 (第5号)
- ・ 事業主等 (第6号)

(第3条) 基本理念

- ・ 犯罪被害者等の人としての尊厳の尊重とその尊厳にふさわしい処遇を受ける権利
- ・ 犯罪被害者等の被害の状況や置かれている状況等に応じた施策の実施
- ・ 継続的な支援と二次被害・再被害の防止のために必要な支援の実施

(第4条) 市の責務

- ・ 施策の策定及び実施
- ・ 国、県、その他関係機関等との連携及び協力

(第5条) 市民等の責務

- ・ 犯罪被害者等に対する理解
- ・ 二次被害への配慮等

(第6条) 事業主等の責務

- ・ 犯罪被害者等に対する理解
- ・ 就労及び勤務等への配慮
- ・ 二次被害への配慮等

第二章 基本的支援

(第7条) 総合支援体制の整備

(第8条) 総合支援窓口の設置

(第9条) 相談・情報の提供等

相談・助言 必要な情報提供等

(第10条) 日常生活支援

家事支援 育児支援 介護支援 付き添い支援

(第11条) 心理カウンセリング等

心理カウンセリング受診の援助

(第12条) 居住の安定

一時避難場所の提供 転居費用の助成

(第13条) 雇用の安定

職場に対する配慮の働きかけ

(第14条) 見舞金の支給

(第15条) 損害賠償請求の支援

弁護士紹介

(第16条) 刑事手続参加についての支援

弁護士紹介 育児・介護支援 付き添い支援

(第17条) 市民等以外の犯罪被害者等への支援

関係自治体への情報提供、連携・引継ぎ

第三章 支援体制の整備

(第18条) 人材の育成等

(第19条) 関係民間団体に対する援助

(第20条) 市民等の犯罪被害者等への理解の増進

(第21条) 意見の反映

(第22条) 支援を行わないことができる場合

第四章 雑 則

(第23条) その他の事項

(前文)

日々、安心して暮らすことは誰もが当たり前に享受すべきことであるが、犯罪被害はその当たり前を突如として奪う。

人は、ひとたび犯罪に遭うと身体的、精神的そして経済的影響を被り、それらの影響は被害者本人に留まらず家族や関係者にも及び、かつ、その影響が解消されるまでに長期間を要することがあり、さらには解消されない場合もある。

また、犯罪によって直接被る影響に加え、犯罪捜査や裁判の過程における関係者からのあたかも被害者に責任があるかのような誹謗や中傷、報道機関による過剰な取材や憶測による報道、インターネットを用いた事実と異なる情報の氾濫など、二次被害による影響も多々ある。

これまで、我が国における犯罪被害者本人やその家族等への対応は、十分ではなかった。

当事者等の長年にわたる努力によって、被害者支援に関する法制化等は実現されてきたが、未だ十分な対応とは言えない状況である。

もとより、被害者支援についてはその居住地の如何に関わらず、誰もが等しく行われるべきものとする。

そのため、本市議会は、地方自治法に基づき国等への不断の働きかけを行ない、あまねく支援が講じられる社会を目指す。

そして、本市は、刑法等に定められる犯罪にとどまらず、法律上犯罪と認められていない場合についても対象とし、長期にわたって支援の手を差し伸べ、すべての犯罪被害者等に寄り添う横須賀の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業主等の責務を明らかにして、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条例の目的を明らかにしたものである。

【解釈】

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために、身近な行政機関として、住民の日常生活を支える様々な施策を展開している市の果たす役割は大きい。

本条例の制定は、犯罪被害者等に関する市の姿勢を公に示すだけでなく、常に一定の水準の施策と支援につながる。

本条例が整備されることにより、地域の中で犯罪被害者等を総合的に支援する体制が構築され、条例に基づいて市が提供する住民サービスをはじめとする基本的な支援を受けられるようになる。

地域内での総合的な支援体制を構築するとともに、市の担当者、地域の警察、地域の民間支援団体を中心とした関係機関・関係者が連携協力する必要がある。

市外に住む家族・関係者が犯罪等の被害に遭った場合や、犯罪被害者等が転居した場合にも、市から他の地方公共団体の犯罪被害者等施策担当部署あるいは総合的対応窓口に確実につなぐことにより、犯罪被害者等が暮らす地域で支援を受けることができるようにする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に影響を及ぼす行為をいう。

【趣旨】

本条例で表す用語の定義を定めている。

本条例で対象とする犯罪の範囲を定めている。

【解釈】

「犯罪等」の定義は、犯罪被害者等基本法に定める定義のほかに、生命犯、身体犯は勿論であるが、財産犯などを除外するものではなく、また刑法等に定められる犯罪に限られるものでもない。例えば、性暴力、いじめ、虐待、DV、ストーカー行為、契約トラブル、セクハラ・パワハラといったハラスメントなど、幅広い意味で当事者が被害を受けたと思うすべての他害行為によるものを指す。

（2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者、その家族（害を被った者が死亡した場合は、遺族をいう。以下同じ。）及び関係者であって、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者の範囲を定めている。

【解釈】

犯罪等によって害を被った本人だけでなく、家族（被害者が亡くなっている場合は、遺族）も本条例の対象となる。さらに、友人、同僚、目撃者といった関係者の犯罪等の被害による影響が考えられる者から相談が寄せられた場合にも対応することを想定している。

本条例では、犯罪被害者等の定義を市に居住する者に限定せず、「勤務する者」「在学する者」も含めることにした。

ここで定義した居住する者、勤務する者、在学する者以外が市内で犯罪等の被害に遭っ

た場合の支援については、その重要性に鑑み、第 17 条（市民等以外の犯罪被害者等への支援）に定めることとした。もし相談があった場合には、居住する市町村へ引き継ぐなど地方公共団体間の連携を目指すものとする。

（３） 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等によって被った害（一次被害）を原因として他者（市民等、マスメディア関係者、行政、司法関係者、インターネットの利用者等）からの偏見、無理解、差別等により被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。

【趣旨】

本条例の二次被害の具体的な範囲を定めている。

【解釈】

既存の条例には、二次被害の定義は比較的抽象的な表現が多かったが、本条例では例を挙げて具体的な表現とした。

（４） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

【趣旨】

本条例の再被害の定義を定めている。

【解釈】

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。二次被害と再被害が混同して理解されないよう明確に提示した。同じ加害者から複数回受ける被害は、再被害である。

（５） 市民等 市内に居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。

【趣旨】

本条例の市民等の定義を定めている。

【解釈】

犯罪被害からの回復には、さまざまな人からの支えが重要である。本条例では、犯罪被害者等を取り巻く地域の人々として、住民に加えて地域で働く人々や事業者、さらには学校に通う児童、生徒および学生を「市民等」に含めることにした。

「それらの者が市内において組織する団体」とは、例えば、自治会、NPO法人、ボランティア団体、PTA、サークル等を想定している。

(6) 事業主等 市内において事業活動を行う者、その団体及びその関係者をいう。

【趣旨】

本条例の事業主等の定義を定めている。

【解釈】

事業活動を行う者とは事業活動に責任を持つ個人事業者や法人をいう。その関係者とは従業員など働く者をいう。

(基本理念)

第3条 すべての犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために必要な支援を途切れることなく受けられるように講じられるだけでなく、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し、軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるように講じられるものとする。

【趣旨】

本条例の基本理念を定めている。

【解釈】

本条例の基本理念は、犯罪被害者等基本法と同じ理念としており、法の理念がそのまま市の条例に引き継がれるようにしている。

すべて人は、人間として尊重されるべき存在であるが、犯罪被害者等はその尊厳を著しく損なわれており、その尊厳を取り戻すために、市には、犯罪被害者等の尊厳を最大限に尊重し、その尊厳にふさわしい処遇をすることが求められる。

犯罪被害者等の尊厳には、プライバシーを守られることが含まれる。プライバシーを守られるとは、私生活をおかされない権利である。犯罪被害者等は、加害者やその周囲の人々、心ない市民等から保護される必要があり、プライバシーを守られることが重要となる。

二次被害は発生しないよう防止することが重要である。しかし、防止を図っても二次被害は起きてしまうことがある。したがって、二次被害の軽減に向けた支援を講ずることが重要である。二次被害を防ぐには、二次被害を与える可能性のある言動について敏感な感性を保ち、犯罪被害者と同じ目線で誠実な対応を心がけることが大事である。

（市の責務）

第4条 市は、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他関係する者との連携及び協力に努めるものとする。

【趣旨】

本条例の市の責務を定めている。

【解釈】

地方公共団体の責務は、犯罪被害者等基本法の第5条に定められている。

犯罪被害者等の支援は多岐にわたり、市だけでは対応できないことも想定される。市は国、県、他の地方公共団体、関係民間団体等と連携、協力することにより、犯罪被害者等のための施策をすすめるものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、犯罪被害者等の尊厳、置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、犯罪被害者等の尊厳を守り、二次被害を生じさせないように十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を孤立させないように努めるものとする。

【趣旨】

本条例の市民等の責務を定めている。

【解釈】

犯罪被害者等が生活している地域において安心して暮らせるようになるためには、地域の人々の理解と協力が必要である。

国の第3次犯罪被害者等基本計画においても、「犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されない。また、犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。」と明記されている。

犯罪被害者等の立ち直りの妨げになっている大きな要因として、犯罪被害者等への偏見の問題がある。

被害者が創る条例研究会によると、犯罪被害者等に対する「偏見」が強い犯罪として、性犯罪・性暴力、配偶者間暴力、児童虐待、高齢者虐待、ストーカー犯罪、交通事故、特殊詐欺などがあり、これらの被害者に対して、偏見から心無い言葉を発する人がいる。また、前述した犯罪だけでなく、すべての犯罪等に対し、正しい理解を深めることが重要となる。

本条例では、犯罪被害者等を孤立させないように努めることも定めている。犯罪被害者等が地域で孤立してしまうことは多々あり、犯罪等の被害からの回復に対する大きな妨げ

となっている。市民等それぞれが、犯罪被害者等支援の担い手として自覚を持ち、行動することを求めている。

（事業主等の責務）

第6条 事業主等は、犯罪被害者等の尊厳、置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすため、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

2 事業主等は、犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条例の事業主等の責務を定めている。

【解釈】

犯罪被害者等が被害に遭った後も職場の理解を得て働き続けられるよう配慮することを求めている。

犯罪被害者等は、犯罪被害による直接的な心身への影響や通院により、また刑事手続や民事手続への対応をはじめとするさまざまな事情によって仕事を休まざるをえないことがある。年次有給休暇だけでは対応できない場合も少なくない。職場を不在にしたり、出勤しても被害に遭う前と同じように働くことができなくなったり、職場にいづらくなる場合もある。犯罪被害者等には、休暇等について特段の配慮が必要である。

事業主は従業員に対し、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深める機会を設けることが期待されており、一方、従業員には同僚や上司として、犯罪被害者等への配慮が期待されるので定めたものである。

事業主は従業員が犯罪被害者等へ二次被害を与えることのないよう、犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の必要性について理解を深める教育を行うよう努めるものとした。

第2章 基本的支援

（総合支援体制の整備）

第7条 市は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協力して、犯罪被害者等が直面している様々な問題の解決のために必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備する。

【趣旨】

本条例の総合支援体制の整備を定めている。

【解釈】

市は、本条例の前文、目的及び基本的理念を実現するために総合支援体制を整備する。総合支援体制の内容については第8条以下で規定している。

（総合支援窓口の設置）

第8条 市は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置し、犯罪被害者等の支援に必要な識見を有する職員を配置するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条例の総合支援窓口の設置及び犯罪被害者等の支援に必要な識見を有する職員の配置を定めている。

【解釈】

警察庁は、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、「犯罪被害者等からの問合せについて適切な情報提供等を行うための総合的対応窓口」の設置を地方公共団体へ要請している。

そこで本市においては、犯罪被害者等のための総合支援窓口を設置し、配置する職員については犯罪被害者等支援に必要な識見を有する職員とするよう努め、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士、公認心理師など対人援助の専門的資格を有する職員が望ましく、そのような専門的資格を有する職員を配置できない場合は、ケースワーク業務経験者等を配置するよう努めるものとする。

（相談、情報の提供等）

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面する様々な問題についての相談に応じて、必要な情報の提供及び助言を行うとともに支援に関する総合的な調整を行い、犯罪被害者等が被った被害の程度等に応じて次条から第16条までに規定する支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることがないように、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報については、厳に適正に取り扱うものとする。

【趣旨】

本条例の相談、助言等の支援を定めている。

【解釈】

「支援に関する総合的な調整」は、庁内の関連部署のほか、関連機関・団体との連絡調整も含まれる。なお、連絡調整先としては、犯罪被害者支援センター、警察の犯罪被害者支援室、所轄の警察署、都道府県の設置する犯罪被害者等のための総合的対応窓口、社会福祉協議会、民生委員等が挙げられる。

犯罪被害者等への配慮としては、例えば、相談者が何度も同じことを説明しなくても良いよう、本人の了解を得て庁内の関連部署や関係機関・団体と事前に情報を共有しておくことなどがある。

支援の具体的内容については、第23条に示すとおり市長が定めるものとする。

（日常生活支援）

第10条 市は、他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、日常生活の維持のための必要な支援を行う。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等への日常生活の支援を定めている。

【解釈】

犯罪被害者等はその犯罪被害によって、それまでできていたことができなくなったり、やらなければならないことが増えたりすることがある。犯罪被害者等の置かれる状況は多様であり、家族構成の違いや身近な人からサポートを受けられるかどうか等によって、日常生活上必要とする支援には大きな違いが現れる。例えば、病院等への付添いや送迎、家事、育児、介護等の支援が考えられる。

そのため、犯罪被害者等の状況を丁寧に聞き取り、正確に把握した上で、犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援を提供する必要がある。市は各部局が実施している福祉サービスの活用や他の関係機関との連携により、個々の事情に応じた支援を提供する。

（心理カウンセリング等）

第11条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために心理カウンセリングの受診等ができるよう、必要な支援を行う。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等へ提供される心理カウンセリング等の支援を定めている。

【解釈】

精神的な被害からの回復については、精神科医、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士等による心理カウンセリング等を受けられるよう支援を行う。

（居住の安定）

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることがないようにするため、一時避難場所の提供や転居等に必要な支援を行う。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等への住居の提供などを定めている。

【解釈】

犯罪被害者等の中には、犯罪等の影響による住居の損傷、心理的な影響、再被害や二次被害等から、従前の住居に居住することが困難となることがある。これらの犯罪被害者等への配慮として、一時避難場所の提供や転居費用の助成等の支援を行う。

（雇用の安定）

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関・団体等と連携し、その犯罪被害者等が置かれている状況についての事業主の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行う。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等への雇用の安定対策を定めている。

【解釈】

犯罪被害者等は、犯罪被害による直接的な心身への影響や通院により、また刑事手続や民事手続への対応をはじめとするさまざまな事情によって休まざるをえないことがある。年次有給休暇だけでは対応できない場合も少なくない。職場を不在にしたり、出勤しても被害に遭う前と同じように働くことができなくなったり、職場にいづらくなる場合もある。犯罪被害者等には、休暇や職場での人間関係について特段の配慮が必要である。

犯罪被害者等が被害に遭った後も職場の理解を得て働き続けられることが望ましい。そのため、市が事業主に対し、犯罪被害者等の置かれる状況や職場での配慮について働き掛けるよう努めるものとする。

（見舞金の支給）

第14条 市は、犯罪被害者等の生活の安定に資するため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等への見舞金を定めている。

【解釈】

市は、見舞金を支給することにより、常に犯罪被害者等に寄り添う姿勢を見せるものである。

（損害賠償請求の支援）

第15条 市は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償が迅速かつ適正に行われるようにするため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求に関して必要な支援を行う。

【趣旨】

本条例の市が犯罪被害者等の行う加害者への損害賠償等の請求に必要な支援を行うことを定めている。

【解釈】

市は犯罪被害者等が損害賠償等の請求をする際の支援のためには、犯罪被害者等の心情を理解して取り組める弁護士を紹介することが、犯罪被害者等のニーズを満たすことにつながると考え、支援の方策とする。なお、犯罪被害者等にとって民事訴訟は、刑事裁判ではできなかった真相追及など特別に意味を持つことが少なくない。

（刑事手続参加についての支援）

第16条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加をするために必要とする情報の提供、家族の状況に応じた付添い等必要な支援を行う。

【趣旨】

犯罪被害者等が刑事手続へ参加する場合、一般的に公判まで相当の期間がかかることを踏まえ、本条例の日常生活における支援とは別に、刑事手続参加についての支援を定めている。

【解釈】

市は、犯罪被害者等支援に精通した弁護士を犯罪被害者等に紹介できるよう、日本司法支援センター（法テラス）の精通弁護士紹介制度の活用や弁護士会の犯罪被害者支援委員会との連携を進めるものとする。

条文に挙げたような付添い支援は、犯罪被害者支援センター等の関係民間団体等が提供していることが多いため、連携、協力し、支援を行う。

事件を扱う警察署や検察庁、裁判所が遠隔地にあり支援が難しい場合には、付添い支援の行える市又は関係民間団体等に対して援助者の派遣を依頼することとする。

託児と介護に関する心配が解消することによって刑事裁判に積極的に関与できる犯罪被害者等もいる。市の一時保育や介護の制度、有償ボランティアによる保育や介護制度等の情報提供を行うものとしている。

また、裁判所までの旅費も刑事裁判への積極的な関与を妨げる要因となりうる。被害者参加の検討段階から被害者参加旅費等支援制度の情報を犯罪被害者等に提供する。

（市民等以外の犯罪被害者等への支援）

第17条 市は、第2条第2号に定める犯罪被害者等以外の者が市内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が居住する市区町村と連携・協力するものとする。

2 市は、前項の市区町村において、犯罪被害者等に対する具体的な支援制度がない場合は、国及び都道府県の制度の利用を勧めるよう当該市区町村に働き掛けるものとする。

【趣旨】

本条例の市民等以外の者が犯罪被害者等となった場合の支援を定めている。

【解釈】

第2条第2号に示した犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者、その家族及び関係者であって、市内に居住し、勤務し、又は在学する者）以外の者が市内で犯罪等の被害に遭うことが想定されるので、その場合においても、可能な限りの支援を目指すものであり、可能な範囲で相談等の支援をした上で、居住する市区町村の犯罪被害者等施策担当部署あるいは総合的対応窓口につなぎ、途切れない支援の実現を図ることを定めている。

また、犯罪被害者等の支援制度が整備されていない市区町村であっても、現行の国及び都道府県の被害者等の支援制度を積極的に利用していくことを働き掛けていく。

遠方に居住している遺族が刑事裁判等で市を訪れた場合でも、できる限りの支援を行い、必要に応じて居住する市区町村や民間支援団体へ引き継ぐものとする。また、犯罪被害者等が市外に転居した場合にも、転居先の市区町村や民間支援団体と連携し、途切れない支援を行うこととする。

第3章 支援体制の整備

(人材の育成等)

第18条 市は、犯罪被害者等が適切かつ十分な支援を受けることができるよう、市の職員及びその他の関係する者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め、必要な能力を身につけるための研修を受講させる等必要な施策を行う。

【趣旨】

本条例の市職員を初めとする関係者の人材の育成について定めている。

【解釈】

犯罪被害者等のための総合的支援窓口の職員は、市や関係機関等が提供するさまざまなサービスの情報を収集し、活用できるようにしておく必要がある。

研修の実施に際しては、犯罪被害者等のための総合的支援窓口の職員だけでなく、市のその他の職員、支援にかかわる様々な関係者を対象とする施策を行うこととしている。

ここでいう関係者とは、民生委員、児童委員、人権擁護委員等、市と密接に関係する方々を想定している。

犯罪被害者等の相談を受けているうちに、精神的ダメージを受ける場合もあるので、それを踏まえた研修を受けることも意義がある。

(関係民間団体に対する援助)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援における関係民間団体の役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等の支援における関係民間団体への援助について定めている。

【解釈】

関係民間団体の活動充実のために、国や地方公共団体が人材育成への協力、広報啓発への協力等の援助を行うことが重要である。

地方公共団体の取組例として、各種研修への講師派遣、関係民間団体等が作成したポスター・リーフレット類の掲示・配布・備付、パンフレット等への関係民間団体等の情報の掲載、各種広報啓発行事の共催、後援名義の付与等が挙げられる。

民間団体の活動がより活発になり、犯罪被害者等が受けられる支援が充実するためには、組織への援助だけでなく、支援者に対する援助も有効である。

(市民等の犯罪被害者等への理解の増進)

第20条 市は、市民等に対し、広報啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況及び尊厳、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の尊重、二次被害及び再被害の防止、日常生活への配慮の重要性等についての理解を深めるために必要な施策を行う。

【趣旨】

本条例の市民等の犯罪被害者等への理解の増進について定めている。

【解釈】

市は、市民等が第5条に定める責務を果たすため、その理解を増進する施策を講ずる必要がある。

犯罪被害者等の尊厳を傷つける最大の原因は、人々の犯罪被害者等に対する「偏見」にある。したがって、市は、市民等が犯罪被害者等に偏見を持つことなく正しい接し方をするように、さまざまな機会を利用して、広く啓発する施策を求めている。

犯罪被害者等に関する理解の増進は、学校、家庭及び地域社会の連携下での実施が望ましい。

広報啓発は、広報紙、ホームページ、ポスター等の活用及び学校、自治会、企業等への講演会等の活動が考えられる。広い意味での広報啓発活動として、今後の教育活動で犯罪被害者等への理解を増進させる取り組みが望ましい。

(意見の反映)

第21条 市は、犯罪被害者等のための施策を策定し、実施するに当たっては、犯罪被害者等の意見を聴取するなどして適正に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等の施策の策定過程で犯罪被害者等の意見を反映させることについて定めている。

【解釈】

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきものであり、その求めているものを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要がある。また、パブリック・コメント手続等の方法により、住民の意見も施策の策定・実施にあたって反映されることが求められている。

(支援を行わないことができる場合)

第22条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合について定めている。

【解釈】

犯罪被害者等が犯罪等を誘発するなど、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき重大な事由がある場合や暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合、その他社会通念上支援を行うことが適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができることとする。

第4章 雑則

（その他の事項）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条例の必要な事項については市長が定めることとしている。

【解釈】

本条例に基づいて市が犯罪被害者等施策を講ずるためには、より細かな規定が必要となるため、市長が定めることとする。